

会 議 録

☐ 全部記録 ☒ 要点記録

1	会 議 名	第 1 回（仮称）姫路市自治会加入促進条例審議会
2	開催日時	令和 8 年 8 月 2 8 日（金曜日） 1 0 時 0 0 分～ 1 1 時 5 0 分
3	開催場所	姫路市役所本館 地下階 B 1 0 2 会議室
4	出席者又は欠席者名	＜委員＞ 赤松委員、宇都委員、北川委員、小田切委員、駒田委員、 竹中委員、津下委員、長田委員、渡邊委員（五十音順） ＜事務局＞ 市民局長、市民参画部長、市民活動推進課職員 3 名
5	傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人なし
6	議題	1 姫路市における自治会の現状と課題について 2 他都市条例の制定状況 3 条例に盛り込む内容
7	会議の進行記録	1 開会 2 市民局長あいさつ 3 委員紹介 4 会長・副会長選任 5 （仮称）姫路市自治会加入促進条例審議会について (1)事務局からの資料説明 (2)質疑応答・意見交換【詳細は次頁以降参照】 6 議事 (1)自治会の現状と課題について（事務局から説明） (2)他都市条例の制定状況について（事務局から説明） (3)質疑応答・意見交換【詳細は次頁以降参照】 7 その他（今後の審議会の日程調整について） 8 閉会

【会議の要点内容】

※議事に入る前に、開会、市民局長あいさつ、委員紹介、会長・副会長選任を行った。

会長・副会長選任では、委員の互選により小田切委員を会長に、北川委員を副会長に選出し、会長及び副会長あいさつを行った。

発言者	発言内容
会長	議事に入る前に、審議会の目的や今後のスケジュールについて、事務局から説明を受けます。
事務局	(資料1「(仮称)姫路市自治会加入促進条例審議会について」の説明)
委員	「(仮称)自治会加入促進条例」という名称について、検討が必要ではないでしょうか。今回の条例は、加入促進だけでなく、自治会運営上の課題の解消など、幅広い内容を盛り込みたいので、例えば「自治会振興条例」など、より簡潔な名称も考えられます。 「自治会加入促進」という名称が適切かどうか、疑問に思います。
会長	条例の名称も今後の検討事項とします。審議会は既に設置されているため、審議会の名称を変更することは難しいですが、答申する条例の名称については、委員の皆様のご意見を踏まえて検討します。 それでは、事務局から説明のあった大枠のスケジュールに沿って進めます。 続いて、「姫路市における自治会の現状と課題」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料2「姫路市における自治会の現状と課題」の説明) (資料3「他都市条例の制定状況」の説明)
会長	まず、資料の内容について不明な点や、追加した方がよい情報があれば、ご意見を伺います。条例の内容については、この後に改めて意見を伺います。
委員	3点あります。 1点目は、自治会の加入率について、地域差があるのではないかとということです。マンション等では、居住者が自治会に加入していることを認識していないまま、共益費に自治会費が含まれている場合もあります。地域別の加入率の地域差が分かれば、それに合わせて何らかの方策を立てられるのではないかと思います。 2点目は、外国人住民の加入状況です。1つの住居に複数の技能実習生等が居住している場合、自治会に加入するという認識がないまま居住している可能性があります。そういった外国人住民の実際の加入状況を把握できないでしょうか。 3点目は、自治会の入会金についてです。自治会によっては、集会所の建設費等を自治会費で負担するときに、新しく転居してきた人からは入会金として徴収する場合もあれば、元の住人との入れ替わりでの転居であれば徴収しない場合もあります。転居してきた人や若い世代にとって、こうした入会金が負担になっている例がないか、実態や事例を確認したいです。

発言者	発言内容
事務局	自治会加入率は、姫路市連合自治会から報告された加入世帯数を、住民登録上の世帯数で除して算出しています。地区別の加入率は算出できると考えられるため、次回以降に提示したいと思います。 外国人住民の加入率については、自治会長も把握していない場合があります、現時点で正確な数値を示すことは難しい状況です。 自治会費や入会金については、現在実施している自治会アンケートでその有無や金額等を調査しています。結果を取りまとめ、次回の審議会で提示したいと思います。
委員	自治会は、加入していない世帯に対しても「広報ひめじ」や回覧物を配布するなど、行政の業務を担っています。自治会加入率が約 88%であっても、広報紙の配布数は自治会加入世帯数と異なるのではないのでしょうか。 自治会が、加入していない世帯も含めてどの程度の世帯に広報紙を配布しているのか、実態を把握していただきたいです。自治会は自治会員以外に対しても公共的な役割を果たしているため、加入率だけでは評価できないためです。 また、外国人住民については、総数だけでなく国籍別の人数も把握すべきです。姫路市では、10 年前は韓国人・朝鮮人が多かったが、近年はベトナム人住民が増加しているため、情報提供や広報の多言語化を検討する際には、国籍別の人数の情報が必要になります。
会長	広報の配布状況と、ベトナム人を含む外国人住民のデータについて、審議会で使用できる資料はありますか。
事務局	「広報ひめじ」の配布については、広報課が自治会から必要部数を取りまとめ、配送している可能性があります。回覧物やポスターについては、市民活動推進課が自治会から必要部数を聞き取り、配布しています。 ただし、広報紙が加入世帯数と同数配布されているのか、加入していない世帯にも配布されているのかについては、現時点で事務局が把握していませんので、広報課に確認します。
委員	地域ごとの調査ではなく、全市的な実態を把握していただきたいです。加入率が 88%であっても、広報紙がほぼ全世帯に届いているのであれば、自治会は加入率以上の公共的な役割を担っていることになります。その実態を数値で示していただきたいです。
会長	広報紙の配布方法や配布数の把握状況を事務局で確認してください。 外国人住民がどの地域にどの程度居住しているかについては、どうでしょうか。
事務局	外国人住民については、小学校区ごとの人数や国籍別の人数を把握できる可能性があります。確認の上、資料として提供したいと思います。
委員	「資料 2」10 ページの「自治会活動で将来に向けて必要と考える取組」では、若者や女性の参加が最も多く挙げられています。一方、活動に参加しない理由として、仕事、家事、育児等が一番に挙げられており、取り込みたくても取り込めない実情があると思います。

発言者	発言内容
	若者や女性の参加を求めるのであれば、現在、自治会組織に若者や女性がどの程度参加しているのか、また、どの程度協力できる状況にあるのかを把握したいです。
会長	この点について、具体的なデータはアンケートによる把握が中心になりますか。
事務局	姫路市連合自治会の 72 地区の会長は、全員男性です。年齢構成については把握していないため、確認の上、次回以降に資料を提供したいと思います。 氏名から性別を推測した範囲では、単位自治会の会長に占める女性の割合は概ね 5% です。 詳細なデータについては、改めて確認し、次回以降に提供したいと思います。
会長	役員の構成は比較的把握しやすいですが、一般の住民がどの程度参加しているかなど、個々の住民の状況については、アンケートでどこまで把握できるかが課題になります。 肌感覚としては活動されている皆さんがご存じだとは思いますが、細かいデータとなると意外と難しいところがあります。
委員	小中学生のいる家庭は地域活動に参加する機会が比較的多い一方、子どもの卒業を機に地域との関わりが薄れるケースが多いです。こうした実態は、数値だけでは把握しにくいと思います。 また、岡山市では、以前から地域の宅地建物取引業者と連携していたと聞いています。岡山市では住宅関連事業者との問題が解決済みなのか、そうでないのか確認していただきたいです。
会長	審議に当たっては、地域別等のより詳細なデータがある方が判断しやすいです。可能な範囲で追加資料を準備していただければと思います。 LINE を利用したアンケートについては、現状どのくらいの回答がありますか。
事務局	前日時点で 889 件です。
会長	自治会や地域活動への関心が高い人が回答しやすい可能性があるため、回答の偏りにも留意する必要があります。市民の詳細なデータがあった方が客観的に判断できますので、追加で分析できるデータがあればご用意いただきたいです。 岡山市における住宅関連事業者との連携については、事務局で情報をお持ちでしょうか。
事務局	岡山市の条例には、住宅関連事業者は規定されていません。別途協定を締結しているので条例には含めていないのか、確認します。
委員	自治会費には地域によって差があり、自治会費が高い理由を聞くと、集会所の建設や改修等が理由となっている場合があると言われたことがあります。また、自治会費を払っていないことを理由に、ごみ出しの際に問題が生じたという相談もあります。

発言者	発言内容
	子どもがいる間は地域行事に参加していても、子どもが成長すると参加する理由を失ってしまうことがあります。子どもの成長後も住民が自治会に関わり続けられたらいいなと思います。 外国人住民については、自治会費を納めないといけないと言われたけれどどうしたらいいのかという相談や、家主と居住者のどちらが自治会費を負担するべきなのかという相談を受けることもあります。外国人の多い地域でも、そのあたりの説明がなかなか伝わっていないことがあります。 また、日本語のみの「広報ひめじ」では、読むことができない外国人住民が多いので、もったいないと感じることがあります。多言語化や翻訳を進め、多くの人が楽しめるようにできればと思います。
会長	自治会の実態調査は、全国的にも統計の取り方が異なるため、全体を把握することが難しい分野の一つです。自治会は住民による自治組織であり、行政が一律に活動内容を定めることにも限界があります。 条例を検討する際には、自治会ごとの独自性を尊重しつつ、市全体としてどこまで共通の枠組みを設けるかが重要な論点になります。
委員	自治会が独自に翻訳資料を作成している地域もありますが、地域によって対応に差があります。市が作成する情報については、誰もが読めるよう、多言語化などの共通した対応を検討していただきたいです。
会長	多言語化などについて、どこまで市全体で統一するか、自治会ごとの取組に委ねるかは重要な論点です。
委員	多言語化については、デジタル化等の私の専門性を生かして協力できる場所が大きいと思います。条例に位置付けることも含め、多様な住民が参加できる、バリアフリーな仕組みを作るような条例にしたいです。 情報は発信するだけでは十分に届かず、受け手が内容を理解して初めて役に立ちます。情報量や関心の違いも踏まえ、どのように届けるかを検討する必要があります。 資料2の8頁の、地域活動への参加率が減少していることについては、先ほどの議論にもあった通り、どの年齢層が参加しているかという年代別の資料があれば課題への対応を検討する上で有用です。 資料2の9頁の、役員のなり手不足については、集金や広報配付等の自治会役員の具体的な役割や負担を可視化することも重要です。役割を明確にすることで、業務の改善やデジタル化につなげることができます。これは資料2の10頁の簡素化・合理化の課題にも関連してきます。 資料2の11頁で「参加方法が分からない、情報がない」ことが自治会へ参加しない理由として挙げられていることについて、実態はいつの間にか加入している人が多いと思いますが、申込書形式にするのはどうかという考えがあります。ただ、加入申込書を設けることには、加入の方法を明確にできる一方、加入が任意であることを強調する結果にもなり得るため、メリットとデメリットを踏まえて検討する必要があります。
会長	重要なお意見をいただきました。事務局から、回答できる内容があればお願いします。

発言者	発言内容
事務局	資料 8 ページの地域活動への参加状況については、年代別・性別のデータを保有しているため、整理して提示できます。 役員の負担については、自治会長から具体的な業務内容を聞き取ることが有効と考えます。
委員	市民意識調査は、地域活動への関心が高い人が回答しやすく、実際には活動に参加していない人の割合がさらに高い可能性があります。 若い世代では、価値観の多様化によって、地域活動に関わらずに自由に過ごしたいという意識も強くなっています。 役員の担い手不足については、可視化できる部分は自治会長の仕事の中で簡単な仕事ですが、可視化できない部分が一番大変な仕事になります。1 年や 2 年の短期間で役員が交代する自治会が多くなっていますが、業務を十分に理解しないまま任期を終えることで負担が大きくなり、次の役員も就任を避けるという悪循環が生じます。 一方、長年役員を務める人がいると自治会運営は安定しますが、特定の人が活動の中心となり、「特定の人が中心で参加しづらい」という地域活動不参加の理由につながってしまいます。 また、自治会の役員を依頼すると、仕事や介護で忙しいという理由で断られますが、自治会への興味・関心がないからそのような返答をするという面もあり、難しい問題だと思います。 資料 2 の 10 頁の簡素化・合理化について、今年度から「広報ひめじ」等の配布が月 2 回から月 1 回になったことは、自治会の負担軽減につながる取組です。 このような簡素化・合理化を他でも進めていただきたいです。 自治会だけでなく、消防団や防犯協会など、地域を支える各種団体も担い手不足や活動の形骸化に直面しています。自治会がこれらの団体と連携し、地域全体を支える必要があります。
会長	自治会の実務については、条例に細部まで規定するものではありませんが、実務上の課題を踏まえ、条例にどのような内容を盛り込むかを検討することが重要です。
委員	今あげられた問題は学校現場での D X 化とも似ていて、特定の人経験や能力に依存していると、交代した際に運営を継続できないという課題があります。 まずは、自治会費の徴収を手集金からデジタル方式に変更するなど、可視化できる業務を具体的に可視化して、段階的に改善する方法が考えられます。
委員	姫路市の自治会には、10 世帯程度の小規模な自治会から、1,000 世帯を超える自治会まであり、規模によって課題が大きく異なります。自治会の規模別の数を示し、姫路市の自治会の全体像を把握できるようにしていただきたいです。 従来から住んでいる住民が多い地域では加入率に大きな問題はありませんが、アパート、マンション、ハイツ等の集合住宅が増えたことが、加入率低下の大きな要因となっています。ただ、今は大丈夫な自治会でも、将来は加入率が低くなるのが考えられるので、デジタル化など新しい取組を進める必要があります。 今までは市が自治会に何でも頼みごとをする形でも何とかできていたが、今後はその方法ではうまくいかなくなる。問題が深刻化していない今のうちに行政と自治会の役割を整理し、相互に協力する仕組みを条例に位置付ける必要がある。

発言者	発言内容
	自治会長の担い手について、現状では連合自治会や校区単位では一定の担い手が確保されています。一方、単位自治会では役員を負担に感じる人もいますが、運営ができないほど担い手が不足している状況ではないと思います。
会長	これまでの議論では、資料の確認に加え、外国人住民への対応、加入方法、自治会運営、行政との役割分担など、条例に盛り込む内容に関わる意見が出されています。引き続き、条例に明記すべき事項を含めてご意見を伺います。
委員	加入率低下の大きな要因は、マンションやアパートなどの集合住宅です。他都市の条例では事業者の役割や責務を定めている例がありますが、事業者には、マンションの所有者、アパートの家主、管理会社、地域に事業所を置いてはいるがそこには住んでいない事業主など、さまざまな形態があります。誰を対象とするのかを考える必要があります。 一定規模の集合住宅については、管理会社等が自治会に代わる役割を果たす場合であっても、自治会としての機能を果たしてほしいという考え方を条例に入れる必要があるのではないのでしょうか。 新たな住宅の建築・入居後に自治会加入を依頼しても、加入の必要性を理解してもらうことは難しいです。建築計画や確認の段階で、建築者や設置者等に自治会への説明等をさせるような仕組みを検討できないのでしょうか。
委員	集合住宅では、管理会社の対応によって自治会との関係に大きな差が生じます。自治会との関わりを避ける管理会社や、自治会のことには介入しない県外の所有者もあります。 大きな事業者は大丈夫ですが、小規模な住宅開発では、当初は自治会に加入していても、転売等により所有者や居住者が変わると、その後の関係が途切れることがあります。
委員	ハイツ等の不動産の管理業者は、自治会から、自治会費の徴収や加入者の把握ができないと言われることがあります。大手の管理会社では、それに対応するために、契約書に自治会加入を記載し、家賃と併せて自治会費を徴収している例もあります。 一方、家主が自ら管理している物件やワンルームマンションなどでは、自治会との関わりを避ける傾向もあります。
会長	集合住宅への対応は、全国的にも重要な課題です。入居後の対応だとほとんど効果が出ないと思います。
委員	大手不動産会社や大手ハウスメーカーは自治会との連携に対応している場合がありますが、個人で管理している物件では対応が難しい場合があります。
会長	単に会費を徴収し、負担を求めるイメージを持たれると、加入につながりません。自治会の役割や加入する意義を分かりやすく説明し、理解を得る仕組みも条例の検討に含める必要があります。
委員	単身女性などの場合、防犯上の理由から、加入者名簿に氏名や性別を記載したくないことがあります。また、住民票を移さずに居住している場合もあり、居住実態の把握と個人情報保護の両立が課題となります。

発言者	発言内容
	災害時などには居住者の把握が必要となる一方、個人情報の提供に不安を感じる人もいるため、適切な方法を検討していただきたいです。
委員	私の自治会では、5年に一度、世帯名簿を作成しています。個人情報を理由に記載を拒む世帯もありますが、敬老会や入学祝い、成人祝い等の地域活動のため、一定の世帯情報を把握しています。 しかしながら、個人情報に対する意識が高まる中、地域の実態把握は難しくなっています。
会長	個人情報保護法について、内容を十分に理解しないまま、「個人情報は提供してはいけないもの」と考えている人も多いです。自治会における個人情報の取扱いについても検討課題とします。
委員	これまで自治会には加入するものだと考えていましたが、マンションなどでは加入していない住民もいることを知り、加入が任意であることを初めて認識しました。 自治会に加入していない住民による犬のふんの放置など、地域の生活環境に関する問題が生じた場合、どこに相談すればよいのか分かりにくいです。自治会費を払ってはいますが、自治会が何を担っているのか、会費が何に使われているのかも、実態が見えにくい場合があります。 街灯の設置などを自治会に要望しても付けてくれない一方で、自治会長の所はつける等、活動内容や会費の使途が明確でないと感じる場合があります。そういったことがあると、特に若い人は会費を負担することに納得せず、協力しづらいことがあると思います。
会長	自治会役員の立場からの意見だけでなく、一住民の立場から見た自治会の分かりにくさや疑問も重要です。自治会の運営に関する情報をどのように提供するかという課題と関係するため、重要な論点だと思います。
委員	他都市の条例では「市民の協力」などの表現が使われていますが、自治会自体が市民による団体であるため、「市民」という表現の必要性について検討していただきたいです。 自治会以外の地縁団体も含めた各種団体の役割を市民の役割に差し替えて議論する必要があるのではないのでしょうか。
会長	個人としての市民を条例中に入れているところがほとんどですが、そのような見方もあるかと思います。自治会だけでなく、さまざまな地縁団体を条例上どのように位置付けるかは、検討課題とします。
委員	事前に資料を確認し、条例について考えた内容を文書にまとめました。委員の皆様にも確認していただきたいです。
会長	貴重な提案をいただきました。皆様も確認してください。
委員	外国人住民への対応について、私の地域では、日本語版とベトナム語版の自治会加入案内を作成しています。自治会の組織や活動、会費の使途、加入後の関

発言者	発言内容
	わり方などを説明し、地域のニュースをベトナム語に訳したり、ごみ出しの案内にもベトナム語を併記したりしています。外国人住民に役員を担ってもらなど、自治会としても工夫しています。 しかし、外国人住民が増加する中で、翻訳や配布を各自治会だけに任せることには限界があります。外国人の増加に対して、自治会の役割を議論するだけでなく、行政がどのような役割を果たすべきなのかを明確にし、自治会に過度な負担を求めないことが必要です。 また、「自治会加入促進条例」という名称は、加入を義務化するような印象を与えるおそれがあります。加入は任意であり、自治会活動の魅力や意義を高めることで、住民が自発的に加入することを目指すべきです。 自治会員には、会費を負担する人、行事に参加する人、役員を担う人など、さまざまな関わり方があってよいと思います。自治会を、地域のつながりを生かし、災害時にも支え合える、魅力のある組織としていくことが重要で、加入者だけ増やせば良いというものではないと思います。
会長	本日の議論を踏まえると、「自治会加入促進条例」という名称については、見直しを含めて検討する必要があります。加入が課題であることは確かですが、条例の基本的な考え方は、自治会や地域の自治をどのように支えるかという点にあります。 本日は、何かを決めるよりは、色々なご意見をうかがうことが目的でしたので、議論は以上とさせていただきますと思います。
事務局	(事務局にて今後の審議会の日程調整について説明)